

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための筑波技術大学の活動方針

令和3年4月24日改正

レベル		(目安)	授業	学生の課外活動	研究活動	事務体制	学内会議	学生寄宿舎	キャンパスへの入構制限
			(講義・演習・実習)						
0	通常								
1	一部制限	茨城県コロナ対策指針 Stage 1	感染症拡大防止に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を実施します。オンラインでの授業を積極的に利用します。	感染症拡大防止に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	「感染症拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に係る業種別の大学の対応（研究者向け）に基づき、感染症拡大防止に最大限の配慮をした上で、研究活動を実施します。	感染症拡大防止に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出退勤、事務室の分散及び業務の性質上可能な業務の在宅勤務を推奨します。	原則として、オンライン会議のみとします。ただし、大学運営上必要最小限の会議は、感染症拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とします。	感染拡大状況等を総合的に勘案の上、大学から入居学生に指示を出します。	不要不急の学外者の学内立ち入りを制限します。
2	制限(小)	茨城県コロナ対策指針 Stage 2～3	原則として、オンライン授業として実施し、感染防止に最大限に配慮した上で、演習・実習授業の一部を、対面方式により実施します。	対面での集まり・催物は全面禁止とします。（オンライン開催などの工夫をお願いします）。	「感染症拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に係る業種別の大学の対応（研究者向け）に基づき、研究活動は続行できますが、感染症拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者（研究員・スタッフ）は現場での滞在時間を減らし、可能な限り自宅で研究活動を実施することを推奨します。	感染症拡大防止に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出退勤、事務室の分散及び業務の性質上可能な業務の在宅勤務を推奨します。	原則として、オンライン会議のみとします。ただし、大学運営上必要最小限の会議は、感染症拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とします。	感染拡大状況等を総合的に勘案の上、大学から入居学生に指示を出します。	学生寄宿舎に入居している学生、茨城県内に居住している学生、本学教職員及び委託・納品業者等以外の方の入構を原則禁止します。就職活動や卒業研究等のために、大学への通学が必要となる学生は、限定的に許可制で入構を認めることがあります。
3	制限(中)		原則として、オンライン授業として実施し、感染防止に最大限に配慮した上で、演習・実習授業の一部を、限定的に対面方式により実施します。	対面での集まり・催物は全面禁止とします。（オンライン開催などの工夫をお願いします）。	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅において研究活動を実施します。	必要に応じ、一部業務の遅滞、事後処理を許可し、在宅勤務を優先します。	原則として、オンライン会議のみとします。ただし、大学運営上必要最小限の会議は、感染症拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とします。	感染拡大状況等を総合的に勘案の上、大学から入居学生に指示を出します。	学生寄宿舎に入居している学生、本学教職員及び委託・納品業者等以外の方の入構を禁止します。就職活動や卒業研究等のために、大学への通学が必要となる学生は、限定的に許可制で入構を認めることがあります。
4	制限(大)	茨城県コロナ対策指針 Stage 4 政府から茨城県（近隣都道府県を含む）を対象に緊急事態宣言が発出	オンライン授業のみを実施します。	対面での集まり・催物は全面禁止とします。（オンライン開催などの工夫をお願いします）。	以下に該当する必要最小限の研究スタッフの立ち入りが必要時に限り許可されます。それ以外の研究室関係者は自宅での研究活動実施となります。 1) 中止することにより大きな損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	事務機能維持のため、必要最小限の人員が出勤し、その他は原則在宅勤務とします。	原則として、オンライン会議のみとします。ただし、大学運営上必要最小限の会議は、感染症拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とします。	感染拡大状況等を総合的に勘案の上、大学から入居学生に指示を出します。	学生寄宿舎に入居している学生、本学教職員以外の方の入構を禁止します。  関係（業）者は緊急性の高い用務のみ、入構を許可します。
5	原則停止	本学キャンパス内で集団感染が発生した場合	オンライン授業のみを実施します（教員が大学構内でオンライン授業を行うことも禁止します）。	対面での集まり・催物は全面禁止とします。（オンライン開催などの工夫をお願いします）。	研究機能の最低限の維持のために、学部長・学科長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。	事務機能維持のため、より慎重な検討を行った上で、必要最小限の人員が必要時に限り出勤し、その他は原則在宅勤務とします。	原則として、オンライン会議のみとします。ただし、大学運営上必要最小限の会議は、感染症拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とします。	感染拡大状況等を総合的に勘案の上、大学から入居学生に指示を出します。	学生寄宿舎に入居している学生以外の学生の入構を禁止します。大学機能の維持管理のために必要最小限の人員が必要時に限り、入構を許可します。

※事務体制について、緊急事態宣言対象地域に居住する職員は、上表レベルによらず原則在宅勤務とします。

※保健科学部附属東西医学統合医療センター関係者は上記の適用からは除外されます。

※本方針は目安であり、国や茨城県の要請を受け、本学の教職員、学生に対する要請等については、HP、メール等で周知します。また、本方針の見直しを行う場合もあります。